

令和元年 11月 18日

1年生保護者様

大阪市立十三中学校
校長 屋島 豊市

厳寒期における生徒の「防寒用具」着用について

晩秋の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は本校の教育にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

表題のとおり、厳寒期（11月下旬～修了式）に限り、下記の要項で防寒用具の着用を認めますので、ご家庭でもご指導とご協力をお願いいたします。

— 記 —

1 目 的

登下校の防寒対策。

2 期 間

厳 寒 期 …… 令和元年 11月 25 日 (月) ~ 令和2年 3月 24 日 (火)

3 防 寒 具

認められる防寒用具は、次の3点です。

- ① マフラー ② 手袋 ③ ウィンドブレーカー類

※ 「使い捨てカイロ」の使用は認めますが、使用後は必ず自宅に持ち帰ること。

4 着用方法

- ・登校時は、「冬の標準服」を着用する。
- ・寒い時には、「防寒用具」を自宅から十三中学校正門まで着用することができる。
- ・学校内では防寒用具を着用しない。
- ・下校時は、正門から自宅まで着用できる。